**平成２２年（フ）第２号**
北海道北見市とん田西町215番地102　青山マンション１－１号
債務者　深田　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第１号**
青森県三沢市岡三沢８丁目50番地２号　山本貸家１号
債務者　新山　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第８３４号**
盛岡市仙北３丁目14番61号　福島方
債務者　長谷川雅恵
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第１７４号**
山形県鶴岡市大宝寺町８番37号
債務者　寺林　直美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１７６号**
山形県鶴岡市稲生２丁目２番10―５号
債務者　星野　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１６３０号**
埼玉県新座市新堀３丁目５番４―502号
債務者　小原　文計
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７１９号**
埼玉県川口市並木１丁目26番16号　第２幸栄荘201号室、旧住所埼玉県川口市前上町31番７号　山形マンション　301号
債務者　久保田　透
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７３７号**
さいたま市中央区本町西４丁目９番１号
債務者　伊豫田知枝
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８５３号**
埼玉県戸田市大字美女木1047番地　デュオコート武蔵浦和701号室
債務者　中山　春美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８５７号**
埼玉県南埼玉郡白岡町西８丁目７番12
債務者　大橋　光代
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２号**
埼玉県川口市中青木２丁目20番５号　キンコウハウス103号
債務者　大城　幸雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６８０号**
新潟県新潟市東区桃山町２丁目174番地　市営住宅Ｊ棟104
債務者　飯田紀美代
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７３５号**
新潟県新潟市西区寺尾北２丁目９番１号　春風荘13号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７３６号**
新潟県新潟市中央区近江２丁目23番１号　ハイツ山二101号
債務者　井上　澄夫
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４１号**
新潟県新潟市秋葉区松ヶ丘１丁目６番13号
債務者　白石　イチ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４２号**
新潟県新潟市北区太夫浜新町１丁目11番32号　空んどりぃ夢201号
債務者　笹井　由香
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４５号**
新潟県新潟市西蒲区仁箇1552番地１
債務者　大屋　栄一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４７号**
新潟県新潟市中央区沼垂東４丁目10番13号
債務者　伊藤　聖子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部